

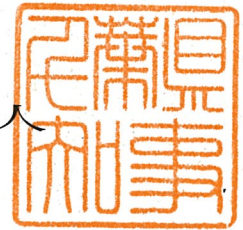
様式第3-2号

令和7年11月7日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第3項において準用する同法第17条第6項の規定により公示する。

千葉県知事 熊谷 俊人



登録番号	77	登録年月日	平成17年11月15日				
登録検査機関の名称	有限会社 山武米穀検査						
代表者氏名	取締役社長 今関 智史						
主たる事務所の所在地	千葉県山武市松ケ谷イ3135番地4						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	今関 智史	玄米	K1228575				
	今関 久夫	玄米	K1228574				
	中川 啓大	玄米	K122023052				
備 考	登録更新						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。